

遺伝子組換え生物等専門委員会の設置について(案)

平成27年 月 日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第9条第1項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会自然環境部会(以下「部会」という。)に、議事運営規則第9条第1項の専門委員会として、遺伝子組換え生物等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会は、遺伝子組換え生物等に係る国内外の動向を踏まえつつ、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の施行状況等に関する事項について調査及び検討を行う。
3. 専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。
4. 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。